

Japan tax alert

EY税理士法人

UAE、ビジネス渡航者の VAT還付に関する 最新ガイダンスを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年9月、アラブ首長国連邦(UAE)連邦課税庁(FTA)は、ビジネス渡航者に対する付加価値税(VAT)還付に関する最新ガイダンス(ガイド)を発行しました。ガイドには、(i) UAEで発生したVATの還付を受けることのできる海外企業およびビジネス渡航者の資格、(ii) 還付申請とともに提出しなければならない情報、(iii) 還付申請書の提出期限、(iv) 相互協定によって本制度について適格とされる国のリストなどの情報が記載されています。UAEまたは他の湾岸協力会議(GCC)諸国を設立地とせず、UAEでVAT登録をしていない企業は、UAEで発生したVATの還付を受ける資格の有無を確認する必要があります。

詳細

背景

事業者向け還付制度の実施について、FTAは付加価値税に関する2017年連邦法令No. (8) 執行規則に係る2017年閣議決定No. (52) 第67条に沿って更新されたガイダンスを公表し、還付申請資格、必要情報、期限、および既存の相互協定に基づく還付適格国のリストなどの追加情報を提供しています。

VATの還付申請資格

次の条件をすべて満たす外国企業がVATの還付申請対象者となります。

- ▶ UAEまたは実施国¹で設立されたのではなく、またこれらの国に固定的施設を有さない
- ▶ UAEにおける課税対象者ではない
- ▶ UAEで事業を行っていない
- ▶ 事業を営んでおり、設立された国・地域の当局に登録されている

次のいずれかに該当する場合、VATの還付は受けられません。

- ▶ 外国企業がUAEで供給を行う場合（供給を受ける者がリバースチャージの仕組みによってVATを計上する場合を除く）
- ▶ UAE VAT法上、課税事業者による控除が認められていない商品またはサービスに係る支払VAT
- ▶ 外国企業が、同様の状況下でUAEの企業に対し、VAT還付を行わない国の企業である場合
- ▶ 外国企業が非居住者である旅行事業者である場合

還付の申請期間

還付申請の対象期間は12カ月です（実施国ではないGCC諸国に居住する申請者を除く）。最低還付申請額は2,000UAEディルハム（約544米ドル）となります。

還付申請を行う企業が必要とする情報

- ▶ 設立国での法人設立証明（所轄当局の法人設立/登録証明書など）
- ▶ 所轄税務当局のVAT登録証明
- ▶ 申請者が設立国で非課税または非営利活動を行っており、それによって支払VATの全額を控除することができない場合、申請者は経費に係る控除割合を示す税務当局からの確認書または代替的な証拠を提出する必要があります
- ▶ 還付申請対象のタックスインボイスおよびVATの支払い証明書。インボイス原本の提出が必要となります
- ▶ 還付申請書への署名責任者のパスポートのコピー
- ▶ 還付申請書への署名責任者の権限を証するもの

タックスインボイス原本、支払い証明、および法人設立証明とVAT登録証明の原本を提出する必要があり、すべての提出書類はアラビア語または英語でなければいけません。

還付申請書の作成

申請者は、FTA e-サービスポータルで事業者アカウントを作成し、ビジネス来訪者還付ダッシュボードで還付申請書を作成する必要があります。

還付申請書を送信した後、整理番号（FTAから提供されます）を記した申請書とタックスインボイス原本、支払証明、設立証明、およびVAT登録証明を、申請者の名前で差出人払いとしてFTAに郵送する必要があります。上記証憑類の提出期限は、還付申請書のオンライン提出から1カ月となります。宛先であるFTAの住所は次のとおりです。

Federal Tax Authority
P.O. Box 2440
Dubai
UAE

FTAは証憑類の受領後4カ月以内に申請を処理します。申請が承認された場合、FTAは10営業日以内に還付を行い、還付はUAE ディルハムで行われます。

申請書の提出期間

2018年度（暦年）に関する申請については、2019年4月2日から還付申請を行うことができます。それ以降の暦年についての還付申請開始日は3月1日です。例えば2019年1月1日から2019年12月31日までの期間についての申請は2020年3月1日から受け付けとなります。

FTAは、上記申請開始日から最大6カ月（2018年については2019年4月2日から6カ月、2019年については2020年3月1日から6カ月、以後同様）まで還付申請を受け付けます。

暦年条件（申請対象期間を1暦年とすること）は、実施国とみなされないGCC諸国に居住する申請者の場合には適用されないことに留意が必要です。

相互協定を結んでいるとしてビジネス渡航者のVAT還付適格とされる国のリスト

相互協定によって承認される国のリストには次が含まれます。オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、マン島、クウェート、レバノン²、ルクセンブルク、ナミビア³、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、カタール、サウジアラビア、南アフリカ⁴、スウェーデン、スイス、英国、ジンバブエ。

この事前承認リストは必ずしもすべてを網羅しているものではないため、他の国は各国の財務省を通じて適格性について問い合わせることができます。

巻末注

1. 「実施国」は、UAEがそのように指定する他のGCC諸国です。現在、指定されている他のGCC諸国はありません。
2. 特定の限定的な状況においてのみ。
3. 同上
4. 同上

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
トビアス・リントフェルト	アソシエートパートナー	tobias.lintvelt@jp.ey.com@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191107

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp